

# 新規雇用関連事業助成金取扱要領

## 1. 助成金の趣旨

企業の新規雇用を支援するものです。

## 2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
就職フェアへの出展	事業者	1 中小企業者であること。 2 市税を滞納していないこと。 3 この助成金の交付は同一年度3回以内とする。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署に届出のある個人事業主をいう。

## 3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の50を乗じて得た額以内	10万円	就職フェアへの出展における小間料及び主催者が設定する小間料のオプション（日本円以外で支払いがされており、支払い時における日本円に対する換算レートが添付書類等に記載のない場合は、支払い月に適用される財務大臣が日本銀行本店において公示している基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて日本円に換算する。）

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

## 4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から30日以内 (実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から30日以内)

## 5. 問い合わせ

春日井市産業部経済振興課
電話 0568-85-6240
FAX 0568-84-8731
Eメール keizai@city.kasugai.lg.jp

## 6. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類		
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考	代表者印
	助成金交付申請書	【第6号様式】	
	市税等調査承諾書	【市様式】	○
	出展する就職フェア等の詳細がわかる書類	場所、日時、小間料等の記載があるもの	
	出展者一覧	左記がない場合は、名入レイアウト図等	
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書や手形の耳の写しなどの、事業の支出を証する書類の写し	
	助成金請求時の提出書類		
	請求書	備 考	代表者印
	請求書	【第13号様式】	
	助成金交付決定通知書の写し		

## 7. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号。以下「規則」という。）別表第3（第5条関係）に定める新規雇用関連事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。